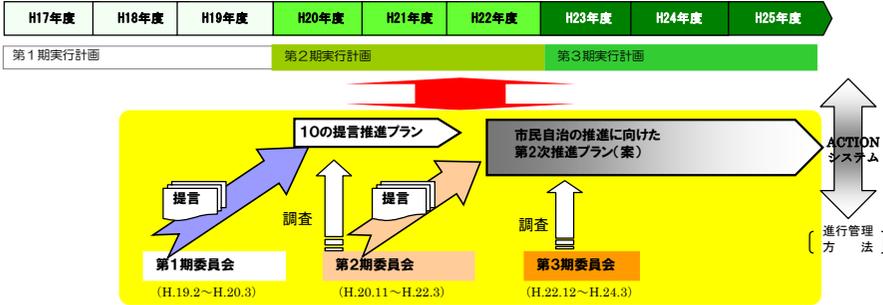


## 川崎市自治推進委員会の提言に基づく「市民自治の推進に向けた第2次推進プラン」の策定について

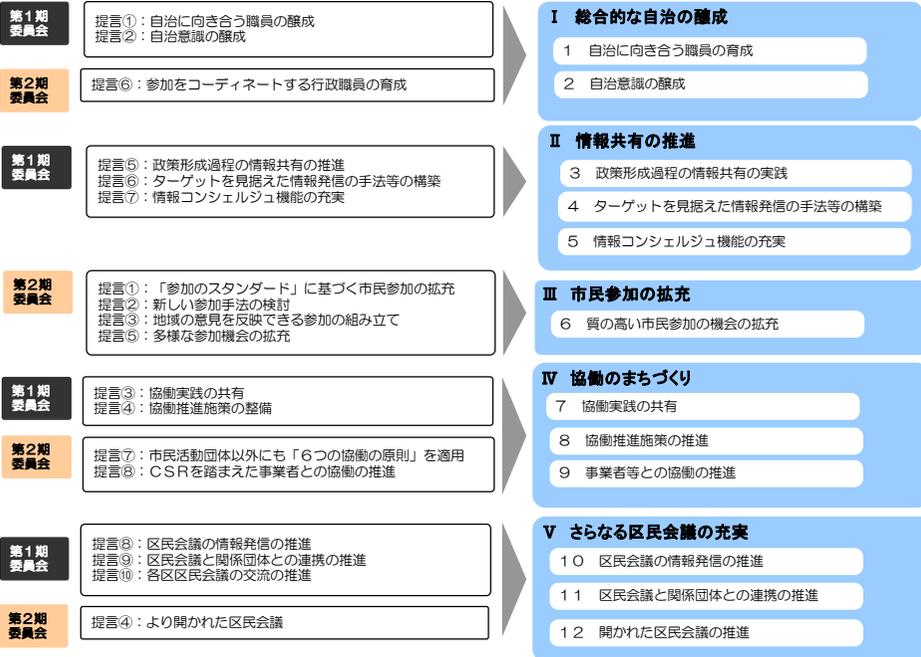
### 1 策定の趣旨

- 川崎市自治基本条例第33条に基づき設置されている川崎市自治推進委員会では、自治運営の基本原則である情報共有、参加及び協働の原則に基づく制度等の在り方について調査審議をし、提言を行っています。
- 今回、第1期自治推進委員会からの提言に基づく「10の提言推進プラン」(平成20年11月策定)に、第2期自治推進委員会からの提言内容を加えて再構成するとともに、策定中の第3期実行計画、新たな行財政改革プランとの整合性を図りながら、自治推進委員会の提言を具現化するための「市民自治の推進に向けた第2次推進プラン」を策定しました。

#### 【自治推進委員会の提言と取組の関係】



#### 【第1期・第2期自治推進委員会の提言と「第2次推進プラン」の体系との関係】



### 2 「第2次推進プラン」の概要

#### I 総合的な自治の醸成

##### 1 自治に向き合う職員の育成

○「川崎市人材育成基本計画」「局別人材育成計画」に基づき、自治基本条例の理念に基づいたテーマの研修等の充実を図る。

##### 2 自治意識の醸成

○自治基本条例の理念を推進するための「かわさき自治推進フォーラム」など、自治の担い手につながるフォーラム、講座等を開催。  
○自治基本条例のパフレットやDVDを活用し、様々な機会を通じて自治基本条例の理念の推進を図る。

#### II 情報共有の推進

##### 3 政策形成過程の情報共有の実践

○タウンミーティングや住民説明会など、政策形成過程への市民参加を推進し、情報提供の充実を図る。  
○パブリックコメント手続制度などによる効果的な情報発信、情報共有を図る。

##### 4 ターゲットを見据えた情報発信の手法等の構築

○情報の受け手の特性に合わせ、市政だより・ホームページなど様々な紙媒体や電子媒体などを複合的に活用した効果的な広報を推進する。

##### 5 情報コンシェルジュ機能の充実

○ホームページ機能拡充や総合コンタクトセンターの機能充実など、市政情報を分かりやすく提供する案内機能の拡充を図る。

#### III 市民参加の拡充

##### 6 質の高い市民参加機会の拡充

○市民生活に密接に関わる計画等における市民参加の拡充を図る。

#### IV 協働のまちづくり

##### 7 協働実践の共有

○協働型事業の情報を収集し、事例集等を作成・公表することにより、市民と職員との情報共有を図る。  
○「協働型事業のルール」の市民・職員向け説明会の充実を図る。

##### 8 協働推進施策の推進

○協働型事業のノウハウを蓄積し、協働推進窓口の運営等を通じて、協働型事業の推進を図る。  
○区における市民提案型事業の充実を図る。  
○区における市民活動コーナーの充実を図る。

##### 9 事業者等との協働の推進

○「6つの協働の原則」を意識した事業者等との協働による事業の実施。

#### V 区民会議の充実

##### 10 区民会議の情報発信の推進

○区民会議の認知度向上、審議内容、取組状況の広報の拡充。(ホームページ、区民会議ニュース発行、フォーラム・報告会開催など)

##### 11 区民会議と関係団体との連携の推進

○事務局のコーディネート機能の拡充。  
○地域課題解決に向けて関係団体との連携を図る。

##### 12 開かれた区民会議の推進

○区民と区民会議との情報交換、情報共有を図る「区民会議フォーラム」等の開催。

### 3 今後の取組

「第2次推進プラン」に基づく自治推進委員会の提言の具現化に向けた取組

- 「第2次推進プラン」に基づく取組の推進
- 「第2次推進プラン」に位置付けた取組の進捗状況の確認

自治運営の基本原則に基づく制度等の的確な運用

情報共有

- 情報公開(第24条)
- 個人情報保護(第25条)
- 会議公開(第26条)
- 情報共有の手法等の整備(第27条)

参加・協働

- 多様な参加の機会の整備等(第28条)
- 審議会等の市民委員の公募(第29条)
- パブリックコメント手続(第30条)
- 住民投票制度(第31条)

区

- 協働推進の施策整備等(第32条)
- 区役所の組織・機能等の整備(第21条)
- 区民会議(第22条)

参加と協働による市民本位のまちづくりの実現